

令和2年度

情報公開・個人情報保護制度の運用状況

ふじみ野市

総務部契約・法務課



# ◆◆ 目 次 ◆◆

## I 情報公開制度の運用状況

- 1 情報公開請求（申出）の件数 . . . . . 1
- 2 情報公開請求（申出）の処理状況 . . . . . 2

## II 個人情報保護制度の運用状況

- 1 個人情報保管等の登録届出状況 . . . . . 1 3
- 2 個人情報目的外利用等の登録届出状況 . . . . . 1 4
- 3 自己情報の開示等の請求及び処理状況 . . . . . 1 4

## III 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審査会 . . . . . 1 5
- 2 審査請求の状況 . . . . . 1 5
- 3 審査会の開催状況 . . . . . 1 5

## IV 情報公開・個人情報保護運営審議会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護運営審議会 . . . . . 1 5
- 2 審議会の開催状況 . . . . . 1 5

## V 会議公開の運用状況 . . . . . 1 6

## 資 料

- 1 ふじみ野市情報公開条例 . . . . . 2 5
- 2 ふじみ野市個人情報保護条例 . . . . . 3 1
- 3 ふじみ野市の会議の公開に関する規則 . . . . . 4 3
- 4 ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会諮問、答申 . . . . . 5 2



## I 情報公開制度の運用状況

### 1 情報公開請求（申出）の件数

令和2年度のふじみ野市における情報公開制度の受理件数は、請求が133件、申出が17件、合計で150件でした。

なお、実施機関別処理件数は、表1のとおりであり、請求（申出）者の区分別件数は、表2のとおりです。

表1 情報公開請求・申出の実施機関別件数

実施機関	請求	申出	合計
市長	127	17	144
教育委員会	6	0	5
選挙管理委員会	0	0	0
公平委員会	0	0	0
監査委員	2	0	2
農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
議会	0	0	0
合計	135	17	152

※ 請求：平成17年10月1日以後作成または取得した情報を請求権者が請求した場合

※ 申出：上記の「請求」以外の場合

※ 一つの請求で複数の実施機関が対象となる請求があったため、表中の合計数が柱書と一致しません。

表2 請求（申出）者の区分別件数

請求（申出）者の区分	件数
市内に住所を有する者	31
市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体	101
市内に存する事務所または事業所に勤務する者	0
市内に存する学校に在学する者	0
実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	1
請求権者以外の者	17
合計	150

## 2 情報公開請求（申出）の処理状況

令和2年度のふじみ野市における情報公開請求（申出）の処理状況は150件で、請求（申出）に対して公開が119件、部分公開が14件、非公開が3件、不存在が2件、取り下げが14件、不受理が1件でした。（表3）

※ 一つの請求（申出）で複数の実施機関が対象となる請求（申出）があったため、実施機関により処理が異なる場合があるので受理件数と各処理方法の合計数が一致しません。

表3 情報公開請求（申出）の処理状況

区分	受理件数	公開	部分公開	非公開	不存在	取り下げ
請求	133	106	10	3	2	14
申出	17	13	4	0	0	0
合計	150	119	14	3	2	14

部分公開及び非公開の理由は、情報公開条例第6条第1号の個人に関する情報に該当するとしたもの、同条第2号の法人等に関する情報に該当するとしたもの等がありました。（表4）

なお、請求ごとの処理状況については、表5のとおりです。

表4 部分公開の事項別内訳

該当情報	根拠条項	部分公開件数	非公開件数
個人に関する情報	第6条第1号	7	1
法人等に関する情報	第6条第2号	3	2
意志決定過程にある情報	第6条第3号	1	0
国等との協力関係等に関する情報	第6条第4号	0	0
性質上公開になじまない事務事業に関する情報	第6条第5号	5	0
公共の安全と秩序に関する情報	第6条第6号	0	0
法令秘情報	第7条	1	0
合計		17	3

※ 同一の処分に複数の非公開理由が含まれている場合があります。

令和2年度ふじみ野市情報公開請求(申出)の処理状況

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内 容			公開 方法	実施機関 担 当 課	請求申出(又は 受理年月日) 決定回答年月日	請求者 の区分	備 考
		決 定	理 由	摘 要					
令和元年度 舗装復旧工事 (H31-3工区) ふじみ野市南台二丁目地内 令和元年12月11日改札。設計額8,332,000円(税抜) 金入り工事設計書(図面、数量計算書は除く)	令和元年度 舗装復旧工事 (H31-3工区) ふじみ野市南台二丁目地内 令和元年12月11日改札。設計額8,332,000円(税抜) 金入り工事設計書(図面、数量計算書は除く)	公開			写しの交付	市 上 下 水 道 課	令和2年4月3日 令和2年4月17日	市内の法人	
(指名競争入札) 市道幹線5号舗装修繕工事 ふじみ野市駒林元町一丁目地内 令和元年12月6日開札。設計額4,036,000円(税抜き) 金入り工事設計書(図面、数量計算書一式)		公開			写しの交付	市 道 路 課	令和2年4月3日 令和2年4月17日	市内の法人	
2019年中の登記異動修正済		部分公開	条例第6条第1号 条例第7条		郵送による写し の交付	市 税 務 課	令和2年4月27日 令和2年5月1日	市外の法人	
令和元年度 市道E-177号線(旧5-85号線)歩道整備工事(その1) ふじみ野市苗間地内 令和2年1月24日開札 金入り工事設計書(図書、数量計算書は除く)	令和元年度 市道E-177号線(旧5-85号線)歩道整備工事(その1) ふじみ野市苗間地内 令和2年1月24日開札 金入り工事設計書(図書、数量計算書は除く)	公開			写しの交付	市 道 路 課	令和2年5月15日 令和2年5月29日	市内の法人	
平成29年度児童センター指定管理者選定時に提出されたシ ンガックス大新東ヒューマンサービス株式会社の管理業務計 画書		公開			写しの交付	市 子 育 て 支 援 課	令和2年5月19日 令和2年6月3日	市内の法人	
市沢地区路面標示設置工事設計書	市沢地区路面標示設置工事設計書	公開			写しの交付	市 道 路 課	令和2年5月26日 令和2年6月4日	市外の法人	
近隣説明等報告書(大原2丁目計画)	近隣説明等報告書(大原2丁目計画)	部分公開	条例第6条第1号	個人に関する情報(住 所・氏名)	写しの交付	市 建 築 課	令和2年6月3日 令和2年6月18日	市内の個人	
生産緑地に指定されている土地の地番一覧	生産緑地に指定されている土地の地番一覧	公開			写しの交付	市 公 園 緑 地 課	令和2年6月4日 令和2年6月8日	市内の法人	
平成31年度の標識設置報告書	平成31年度の標識設置報告書	公開			閲覧	市 建 築 課	令和2年6月19日 令和2年6月23日	市外の法人	
旧弓道場・旧テニスコート跡地整地工事 ふじみ野市立大井弓道場・武蔵野テニスコート跡地 令和2年1月31日開札。設計額49,993,000円 金入り工事設計書、図面、数量計算書一式		公開			写しの交付	市 文 化 ・ ス ポー ツ 課	令和2年6月22日 令和2年7月7日	市内の法人	
令和元年度 配水管布設替工事 (H31-6工区) ふじみ野市桜ヶ丘三丁目地区内 令和2年3月9日開札。設計額31,070,000円 金入り工事設計書、数量計算書(図面は除く)		部分公開	条例第6条第2号		写しの交付	市 上 下 水 道 課	令和2年6月22日 令和2年7月7日	市内の法人	
市道幹線5号線歩道整備工事 ふじみ野市本新田地内 令和2年2月27日開札。設計額4,148,000円 金入り工事設計書、図面、数量計算書一式		公開			写しの交付	市 道 路 課	令和2年6月22日 令和2年7月7日	市内の法人	
令和2年6月12日情報・統計課実施のふじみ野市会計年 度任用職員面接選考の 1個人面接選考実施要領 2面接選考結果に記載された西懸満の住所、生年月日、年 齢、面接官の採点及び席次(成績順位)		非公開	条例第6条第1号	・本市の人事選考に関 する情報は、公正かつ 適正な事務の執行を著 しく困難にするおそれ があると認められるた	郵送による写し の交付	市 情 報 ・ 統 計 課	令和2年6月25日 令和2年6月30日	市内の個人	
現時点内容の住居表示台帳	住居表示台帳の写しの交付 計700枚 談当地域:旭・池上・市沢・上野台・うれし野・大井・大 井中央・大原・鷹ヶ丘・上福岡・龜久保・北野・駒西・駒 林元町・桜ヶ丘・新駒林・新田・水宮・鶴ヶ岡・鶴ヶ舞・	公開			郵送による写し の交付	市 市 民 課	令和2年6月25日 令和2年7月10日	市外の法人	
大井総合支所等維持管理業務委託	大井総合支所等維持管理業務委託仕様書の開示	公開			写しの交付	市 市 民 窓 口 課	令和2年7月2日 令和2年7月7日	市外の法人	

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開 方法	実施機関 担当課	請求申出(又は 受理年月日) 決定回答年月日	請求者 の区分	備考
		決定	理由	摘要					
(仮称)大原2丁目計画新築工事 ふじみ野市開発指導要綱にもとづく回答書	(仮称)大原2丁目計画新築工事 ふじみ野市開発指導要綱に基づく回答書	公開			写しの交付	市 都 市 計 画 課	令和2年7月2日 令和2年7月13日	市内の個人	
事務引継書 都市計画課 平成30年から令和2年	都市計画課 事務引継書	部分公開	条例第6条第1号	戸籍・身分に関する情報に該当するため	写しの交付	市 都 市 計 画 課	令和2年7月13日 令和2年7月28日	市内の個人	
事務引継書 建築課 平成30年から令和2年	建築課 事務引継書	部分公開	条例第6条第1号	戸籍・身分に関する情報に該当するため	写しの交付	市 建 築 課	令和2年7月13日 令和2年7月28日	市内の個人	
一般競争入札 上下水道課 水道施設係 配水管布設替工事(H31-6工区) ふじみ野市桜ヶ丘三丁目地内外 令和2年3月19日		部分公開	条例第6条第2号	市販されている刊行物から引用し設定した単価	写しの交付	市 上 下 水 道 課	令和2年7月13日 令和2年7月20日	市内の法人	
一般競争入札 道路課 市道G-154号線道路整備工事 ふじみ野市亀久保地内 令和2年6月8日		公開			写しの交付	市 道 路 課	令和2年7月13日 令和2年7月20日	市内の法人	
一般競争入札 道路課 市道幹線7号線舗装修繕工事 ふじみ野市市沢二丁目地内外 令和1年6月20日		公開			写しの交付	市 道 路 課	令和2年7月13日 令和2年7月20日	市内の法人	
金入り設計書(図面含む) 荒川第2運動公園シェルター等設置工事	荒川第2運動公園シェルター等設置工事 金入り設計書(図面含む)	公開			写しの交付	市 公 園 緑 地 課	令和2年7月17日 令和2年7月29日	市内の法人	
令和元年度 亀久保大野原(調整池③)築造工事 ふじみ野市亀久保大野原地内 令和元年9月2日開札。設計額180,000,000円(税抜き) 金入り工事設計書(図面,数量計算書は除く)		公開			写しの交付	市 上 下 水 道 課	令和2年7月21日 令和2年7月27日	市内の法人	
新築届、付定通知書、住居表示台帳 (2020年1月1日から2020年6月30日までに付定されたもの)		公開			写しの交付	市 市 民 課	令和2年7月27日 令和2年8月4日	市外の法人	
・配水管布設替工事(H31-4工区)・金入り設計書 (数量計算・図面含む)設計書に変更がある場合は当初・ 変更後も希望する。	・配水管布設替工事(H31-4工区)・金入り設計書 (数量計算・図面含む)設計書に変更がある場合は当初・ 変更後の両方	公開			写しの交付	市 上 下 水 道 課	令和2年7月30日 令和2年8月14日	市内の法人	
・配水管布設替工事(H31-3工区)・金入り設計書 (数量計算・図面含む)設計書に変更がある場合は当初・ 変更後も希望する。	・配水管布設替工事(H31-3工区)・金入り設計書 (数量計算・図面含む)設計書に変更がある場合は当初・ 変更後の両方	公開			写しの交付	市 上 下 水 道 課	令和2年7月30日 令和2年8月14日	市内の法人	
・配水管布設替工事(H31-1工区)・金入り設計書 (数量計算・図面含む)設計書に変更がある場合は当初・ 変更後も希望する。	・配水管布設替工事(H31-1工区)・金入り設計書 (数量計算・図面含む)設計書に変更がある場合は当初・ 変更後の両方	公開			写しの交付	市 上 下 水 道 課	令和2年7月30日 令和2年8月14日	市内の法人	
別紙の平成29年度ファイル基準表に付箋を付したファイルに綴じられたもの		公開			写しの交付	市 都 市 計 画 課	令和2年8月19日 令和2年9月7日	市内の個人	
別紙の平成31年度ファイル基準表に付箋を付したファイルに綴じられたもの		公開			写しの交付	市 都 市 計 画 課	令和2年8月19日 令和2年9月7日	市内の個人	
ふじみ野市開発行為等事前協議結果回答書(案)幹事会用		公開			写しの交付	市 都 市 計 画 課	令和2年8月19日 令和2年9月7日	市内の個人	



請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出(又は 受理年月日) 決定回答年月日	請求者の 区分	備考
		決定	理由	摘要					
西中央公園更新整備工事 ふじみ野市告示第160号 上記の金入り設計書一式		公開			郵送による写しの 交付	市公園緑地課 長課	令和2年8月25日 令和2年9月3日	市内の法人	
ふじみ野市運動公園拡張部公園広場等整備工事 ふじみ野市告示第123号 上記の金入り設計書一式		公開			郵送による写しの 交付	市公園緑地課 長課	令和2年8月25日 令和2年9月7日	市内の法人	
市道G-154号線道路整備工事 ふじみ野市告示第146号 上記の金入り設計書一式		公開			郵送による写しの 交付	市道課 長課	令和2年8月25日 令和2年9月1日	市内の法人	
28年度規則・要綱決裁文書	28年度規則・要綱決裁文書	公開			写しの交付	市都市計画課 長課	令和2年9月7日 令和2年9月24日	市内の個人	
30年度ファイル基準表にマークしたものの全部		取下げ			閲覧	市都市計画課 長課	令和2年9月7日 令和2年月日	市内の個人	
ふじみ野市旭1丁目2番地1号、2号、6号、7号に係る 航空写真		公開			写しの交付	市税務課 長課	令和2年9月8日 令和2年9月10日	市内の個人	
平成31年度経営戦略室所管文書	平成31年度ファイル基準表ファイル管理番号63570・ 635420・63580・635430	取下げ			閲覧	市経営戦略室 長室	令和2年9月8日 令和2年月日	市内の個人	
平成31年度経営戦略室所管文書	平成31年度ファイル基準表ファイル管理番号546780	取下げ			写しの交付	市経営戦略室 長室	令和2年9月8日 令和2年月日	市内の個人	
平成31年度危機管理防災課所管文書	平成31年度ファイル基準表ファイル管理番号688220	取下げ			閲覧	市危機管理防災課 長課	令和2年9月8日 令和2年月日	市内の個人	
平成31年度上下水道課所管文書	平成31年度ファイル基準表ファイル管理番号535550	取下げ			閲覧	市上下水道課 長課	令和2年9月8日 令和2年月日	市内の個人	
平成31年度協働推進課所管文書	平成31年度ファイル基準表ファイル管理番号802335～ 802445	取下げ			閲覧	市協働推進課 長課	令和2年9月8日 令和2年月日	市内の個人	
平成31年度協働推進課所管文書	平成31年度ファイル基準表ファイル管理番号794825	取下げ			写しの交付	市協働推進課 長課	令和2年9月8日 令和2年月日	市内の個人	
平成29年度～平成31年度協働推進課所管文書	平成31年度ファイル基準表ファイル管理番号643820～ 643900	取下げ			閲覧	市協働推進課 長課	令和2年9月8日 令和2年月日	市内の個人	
平成29年度～平成31年度環境課所管文書	大原2丁目計画関連説明会・事前相談	取下げ			写しの交付	市環境課 長課	令和2年9月8日 令和2年月日	市内の個人	
産業振興課所管文書	大原2丁目計画関連説明会・事前相談	取下げ			写しの交付	市産業振興課 長課	令和2年9月8日 令和2年月日	市内の個人	

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開 方法	実施機関 担当課	請求申出(又は 受理年月日) 決定回答年月日	請求者 の区分	備考
		決定	理由	摘要					
道路課所管文書	開発指導相談・事前協議調整	取下げ			閲覧	市道 路 長課	令和2年9月8日 令和2年 月 日	市内の個人	
道路課所管文書	平成31年度ファイル基準表ファイル管理番号807695・736520	取下げ			写しの交付	市道 路 長課	令和2年9月8日 令和2年 月 日	市内の個人	
公園緑地課所管文書	平成31年度ファイル基準表ファイル管理番号788530	取下げ			写しの交付	市公園緑地 長課	令和2年9月8日 令和2年 月 日	市内の個人	
ふじみ野市運動公園拡張部公園広場等整備工事 ふじみ野市駒林地内 全金額入り設計仕様書 1式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市公園緑地 長課	令和2年9月9日 令和2年9月23日	市内の法人	
市道G-154号線道路整備工事 ふじみ野市亀久保地内 全金額入り設計仕様書 1式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和2年9月9日 令和2年9月23日	市内の法人	
市道E-177号線(旧5-85号線)歩道整備工事(その1) ふじみ野市苗間地内 全金額入り設計仕様書 1式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和2年9月9日 令和2年9月23日	市内の法人	
配水管布設替工事(H31-6工区) ふじみ野市桜ヶ丘三丁目地内 全金額入り設計仕様書 1式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市上下水道 長課	令和2年9月9日 令和2年9月23日	市内の法人	
配水管布設替工事(31-3工区) ふじみ野市大井武蔵野地内 全金額入り設計仕様書 1式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市上下水道 長課	令和2年9月9日 令和2年9月23日	市内の法人	
舗装復旧工事(H31-3工区) ふじみ野市南台二丁目地内 全金額入り設計仕様書 2式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市上下水道 長課	令和2年9月9日 令和2年9月23日	市内の法人	
亀久保企業団地一般下水道管布設工事 ふじみ野市亀久保宇大野原地内 全金額入り設計仕様書 3式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市上下水道 長課	令和2年9月9日 令和2年9月23日	市内の法人	
マンホール蓋(汚水管渠)交換修繕(令和1年度) ふじみ野市南台二丁目地内 全金額入り設計仕様書 4式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市上下水道 長課	令和2年9月9日 令和2年9月23日	市内の法人	
(仮称)ふじみ野大原2丁目計画2019.7.31	(仮称)ふじみ野大原2丁目計画2019.7.31 (グリーンカラー印刷)	非公開	条例第6条第2号		写しの交付	都市計画課	令和2年9月11日 令和2年9月24日	市内の個人	
令和2年度ふじみ野市運動公園拡張部公園広場等整備工事 ふじみ野市駒林地内 令和2年5月20日開札。設計額40,645,000円(税抜き) 金入り工事設計書、数量計算書(図面は除く)		公開			写しの交付	市公園緑地 長課	令和2年9月11日 令和2年9月23日	市内の法人	
令和2年度市道G-154号線道路整備工事 ふじみ野市亀久保地内 令和2年6月8日開札。設計額34,216,000円(税抜き) 金入り工事設計書、数量計算書(図面は除く)		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和2年9月11日 令和2年9月23日	市内の法人	
H30、H31(仮)大原2丁目計画 イトーヨーカ堂跡地に関するもの	H30、H31(仮)大原2丁目計画 イトーヨーカ堂跡地に関するもの	部分公開	条例第6条第1号 条例第6条第2号		写しの交付	市都市計画 長課	令和2年9月17日 令和2年10月2日	市内の個人	

請 求・申 出 内 容	対 象 情 報 の 件 名	決 定 内 容			公 開 方 法	実 施 機 関 担 当 課	請 求 申 出 ( 又 は 受 理 年 月 日 ) 決 定 回 答 年 月 日	請 求 者 の 区 分	備 考
		決 定	理 由	摘 要					
西中央公園更新整備工事 ふじみ野市西ヶ丘二丁目地内 全金額入り設計仕様書一式(数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)	西中央公園更新整備工事 ふじみ野市西ヶ丘二丁目地内 全金額入り設計仕様書一式(数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)	公開			写しの交付	市公園緑地課	令和2年9月23日 令和2年9月30日	市内の法人	
舗装復旧工事(R2-1工区) ふじみ野市福岡中央二丁目地内 全金額入り設計仕様書一式(数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)	舗装復旧工事(R2-1工区) ふじみ野市福岡中央二丁目地内 全金額入り設計仕様書一式(数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)	公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年9月23日 令和2年10月1日	市内の法人	
(一般競争入札) 令和2年度福岡江川護岸嵩上げ工事(第1工区) ふじみ野市水宮地内外 令和2年6月22日開札。設計額5,950,000円(税抜き) 金入り工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年9月25日 令和2年10月1日	市内の法人	
(一般競争入札) 令和2年度福岡江川護岸嵩上げ工事(第2工区) ふじみ野市水宮地内外 令和2年6月22日開札。設計額13,190,000円(税抜き) 金入り工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年9月25日 令和2年10月1日	市内の法人	
(一般競争入札) 令和2年度福岡江川護岸嵩上げ工事(第3工区) ふじみ野市水宮地内外 令和2年6月22日開札。設計額7,840,000円(税抜き) 金入り工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年9月25日 令和2年10月1日	市内の法人	
令和2年度 西中央公園更新整備工事 ふじみ野市西ヶ丘二丁目地内 令和2年6月22日開札。設計額22,400,000円(税抜き) 金入り工事設計書、数量計算書(図面は除く)	令和2年度 西中央公園更新整備工事 ふじみ野市西ヶ丘二丁目地内 令和2年6月22日開札。設計額22,400,000円(税抜き) 金入り工事設計書、数量計算書(図面は除く)	公開			写しの交付	市公園緑地課	令和2年9月25日 令和2年10月1日	市内の法人	
市道幹線7号線舗装修繕工事 ふじみ野市ふじみ野二丁目地内 金入り工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市道課	令和2年9月29日 令和2年10月9日	市内の法人	
市道H-155号線舗装修繕工事 ふじみ野市上福岡一丁目地内 金入り工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市道課	令和2年9月29日 令和2年10月9日	市内の法人	
舗装復旧工事(R2-2工区) ふじみ野市新駒林二丁目地内 全金額入り設計仕様書一式(数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)	舗装復旧工事(R2-2工区) ふじみ野市新駒林二丁目地内 全金額入り設計仕様書一式(数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)	公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年9月29日 令和2年10月9日	市内の法人	
配水管布設替え工事(R2-4工区) ふじみ野市大井武蔵野地内 全金額入り設計仕様書一式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)	配水管布設替え工事(R2-4工区) ふじみ野市大井武蔵野地内 全金額入り設計仕様書一式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)	公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年9月29日 令和2年10月9日	市内の法人	
西鶴ヶ岡一丁目雨水浸透槽設置工事 ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目地内 全金額入り設計仕様書一式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年9月29日 令和2年10月7日	市内の法人	
配水管布設替え工事(R2-4工区) R2.7.16開札 ふじみ野市大井武蔵野地内 工事設計書(数量委計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年10月5日 令和2年10月15日	市内の法人	
配水管布設替え工事(R2-2工区) R2.7.16開札 ふじみ野市新駒林二丁目地内 工事設計書(数量委計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年10月5日 令和2年10月15日	市内の法人	
旧砂川堀改修工事 R2.8.11開札 ふじみ野市苗間地内 工事設計書(数量委計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年10月5日 令和2年10月15日	市内の法人	
西鶴ヶ岡一丁目雨水浸透槽設置工事 R2.7.16開札 ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目地内 工事設計書(数量委計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年10月5日 令和2年10月15日	市内の法人	

請 求・申 出 内 容	対 象 情 報 の 件 名	決 定 内 容			公 開 方 法	実 施 機 関 担 当 課	請 求 申 出 (又 は 受 理 年 月 日) 決 定 回 答 年 月 日	請 求 者 の 区 分	備 考
		決 定	理 由	摘 要					
福岡江川護岸嵩上げ工事 (第2工区) R2.7.14開札 ふじみ野市水宮地内外 工事設計書 (数量委計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和2年10月5日 令和2年10月6日	市内の法人	
福岡江川護岸嵩上げ工事 (第1工区) R2.7.14開札 ふじみ野市水宮地内外 工事設計書 (数量委計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和2年10月5日 令和2年10月6日	市内の法人	
福岡江川護岸嵩上げ工事 (第3工区) R2.6.22開札 ふじみ野市水宮地内外 工事設計書 (数量委計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和2年10月5日 令和2年10月6日	市内の法人	
ふじみ野市運動公園拡張部公園広場等整備工事 R2.5.20開札 ふじみ野市駒林地内 工事設計書 (数量委計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和2年10月5日 令和2年10月15日	市内の法人	
(仮称) ふじみ野市大原2丁目計画 2019.7.31		非公開	条例第6条第2号		写しの交付	市都市計画長課	令和2年10月5日 令和2年10月8日	市内の個人	
2020/6/8鶴ヶ丘放課後児童クラブ建設工事積算数量書金入り		公開			写しの交付	子育て支援長課	令和2年10月9日 令和2年10月12日	市外の法人	
2020/9/14ふじみ野市立小中学校体育館非構造部材耐震化工事 (その2) 積算数量書金入り		公開			写しの交付	市建築長課	令和2年10月9日 令和2年10月19日	市外の法人	
(指名競争入札) 福岡江川樋管スロープ設置工事 ふじみ野市福岡新田地内 令和2年6月2日開札 設計額4,445,000円 (税抜き)		公開			写しの交付	市道路長課	令和2年10月27日 令和2年11月11日	市内の法人	
(一般競争入札) 令和2年度 市道H-155号線舗装修繕工事 ふじみ野市上福岡一丁目地内		公開			写しの交付	市道路長課	令和2年10月27日 令和2年11月11日	市内の法人	
(一般競争入札) 令和2年度 市道幹線7号線舗装修繕工事 ふじみ野市ふじみ野一丁目地内		公開			写しの交付	市道路長課	令和2年10月27日 令和2年11月11日	市内の法人	
(一般競争入札) 令和2年度 舗装復旧工事 (R2-1工区) ふじみ野市福岡中央二丁目地内外		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和2年10月27日 令和2年11月13日	市内の法人	
(一般競争入札) 令和2年度 舗装復旧工事 (R2-2工区) ふじみ野市新駒林二丁目地内外		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和2年10月27日 令和2年11月13日	市内の法人	
(一般競争入札) 令和2年度 配水管布設替工事 (R2-4工区) ふじみ野市大井武蔵野地内		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和2年10月27日 令和2年11月13日	市内の法人	
大字亀久保字亀居1188~22、23、24 道路協定書		部分公開	条例第6条第1号	同意書 氏名および印影	写しの交付	市建築長課	令和2年11月2日 令和2年11月6日	市内の個人	
(指名競争入札) 水宮地区雨水貯留施設設置工事その1 ふじみ野市駒林地内 令和2年7月10日開札 設計額4,250,000円 (税抜き) 金入り工事設計書・図面、数量計算書一式		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和2年11月5日 令和2年11月13日	市内の法人	

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開 方法	実施機関 担当課	請求申出(又は 受理年月日) 決定回答年月日	請求者 の区分	備考
		決定	理由	摘要					
(指名競争入札) 令和2年度福岡江川護岸嵩上げ工事(第1工区) ふじみ野市水宮地内外 令和2年7月14日開札 設計額 6,100,000円(税抜き) 金入り工事設計書(数量計算書、図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年11月5日 令和2年11月13日	市内の法人	
(指名競争入札) 令和2年度福岡江川護岸嵩上げ工事(第2工区) ふじみ野市水宮地内外 令和2年7月14日開札 設計額13,330,000円(税抜き) 金入り工事設計書(数量計算書、図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年11月5日 令和2年11月13日	市内の法人	
(一般競争入札) 令和2年度西鶴ヶ岡一丁目雨水浸透槽設置工事 ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目地内 令和2年7月16日開札 設計額39,000,000円(税抜き) 金入り工事設計書(数量計算書、図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年11月5日 令和2年11月10日	市内の法人	
平成30年度 ふじみ野市立小学校控てき板改修工事(ブロック塀対策) ふじみ野市西原二丁目6番地1 他2箇所 令和元年2月5日開札 設計額10,950,000円(税抜) 金入り工事設計書(図面は除く)		公開			写しの交付	教育委員会議 教育総務課	令和2年11月9日 令和2年11月17日	市内の法人	
福岡中学校防球ネット延長修繕 ふじみ野市上野台三丁目1番1号 令和元年10月25日開札 設計額1,493,000円(税抜) 金入り工事設計書、図面、数量計算書一式		公開			写しの交付	教育委員会議 教育総務課	令和2年11月9日 令和2年11月17日	市内の法人	
令和元年度 大井中学校防球ネット改修工事 ふじみ野市苗間24番地1 令和元年10月25日開札 設計額83,362,000円(税抜) 金入り工事設計書(図面、数量計算書は除く)		公開			写しの交付	教育委員会議 教育総務課	令和2年11月9日 令和2年11月17日	市内の法人	
令和2年度 旧砂川堀改修工事 ふじみ野市苗間地内 令和2年8月11日開札 設計額7,659,000円(税抜) 金入り工事設計書(図面、数量計算書は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年11月19日 令和2年12月2日	市内の法人	
令和2年度 市道F-25号線舗装修繕工事 ふじみ野市大井武蔵野地内 令和2年8月11日開札 設計額13,809,000円(税抜)		公開			写しの交付	市道課	令和2年11月27日 令和2年12月10日	市内の法人	
令和2年度 材料設計単価の一覧		公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年12月3日 令和2年12月8日	市内の法人	
令和2年度排水管布設替え工事(R2-1工区) ふじみ野市南台一丁目地内外 令和2年8月28日開札 設計額38,110,000円(税抜) 金入り工事設計書、数量計算書・積算根拠一式(設計図は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年12月3日 令和2年12月8日	市内の法人	
令和2年分 設計単価の一覧 全金額入り設計仕様書(図面、数量計算書は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年12月3日 令和2年12月8日	市内の法人	
管材料単価表(令和元年度・令和2年度)		公開			郵送による写しの交付	市上下水道課	令和2年12月4日 令和2年12月9日	市外の個人	
1 令和元年度一般会計決算で款を越えて流用した項目、 内容及び時期が記載された帳票 2 同上の決算監査一式		公開			写しの交付	市財政課 産業振興課 監査委員事務局	令和2年12月8日 令和2年12月18日	市内の個人	
令和2年度福岡江川緑道舗装修繕工事 ふじみ野市駒林西三丁目地内外 令和2年9月9日開札 設計額4,110,000円 金入り工事設計書(図面除く)		公開			写しの交付	市公園緑地課	令和2年12月14日 令和2年12月23日	市内の法人	
令和2年度排水管布設替え工事(R2-5工区) ふじみ野市龜久保三丁目地内外 令和2年9月14日開札 設計額6,960,000円 金入り工事設計書(図面除く)、数量計算書・積算根拠書		公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年12月14日 令和2年12月25日	市内の法人	
令和2年度マンホール蓋(汚水管渠)交換修繕工事 ふじみ野市南台二丁目地内外 令和2年9月14日開札 設計額7,752,000円 金入り工事設計書(図面除く)		公開			写しの交付	市上下水道課	令和2年12月14日 令和2年12月25日	市内の法人	

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出(又は 受理年月日) 決定回答年月日	請求者の 区分	備考
		決定	理由	摘要					
住居表示台帳の写しの交付 該当街区番号：西1丁目16街区、鶴ヶ岡2丁目27街区、新駒林4丁目6街区、緑ヶ丘2丁目23街区、桜ヶ丘3丁目16街区、市沢2丁目9街区		公開			写しの交付	市市民課	令和2年12月17日 令和3年1月3日	市外の法人	
ふじみ野市立西小学校校舎大規模改造工事の積算内訳書(金入)		部分公開	条例第6条第5号	(・見積、カタログ及び公表単価の掛け率) (・掛け率を乗じる前の見積単価及び合計)	写しの交付	市建築課	令和2年12月17日 令和2年12月21日	市外の法人	
ふじみ野市立元福小学校校舎大規模改造工事の積算内訳書(金入)		部分公開	条例第6条第5号	(・見積、カタログ及び公表単価の掛け率) (・掛け率を乗じる前の見積単価及び合計)	写しの交付	教育委員会議 教育総務課	令和2年12月17日 令和2年12月21日	市外の法人	
ふじみ野市立駒西小学校校舎大規模改造工事の積算内訳書(金入)		部分公開	条例第6条第5号	(・見積、カタログ及び公表単価の掛け率) (・掛け率を乗じる前の見積単価及び合計)	写しの交付	教育委員会議 教育総務課	令和2年12月17日 令和2年12月21日	市外の法人	
①令和元年度一般会計決算において、款7から款5労働環境事業へ流用された職種名および氏名(全員)の分かる文書 ②同上の流用した結果の監査をした監査委員及び説明員の職種と氏名の一覧表		公開			写しの交付	市財政産業振興課 長課	令和3年1月13日 令和3年1月22日	市内の個人	監査委員事務局所管分
		不存在				監査委員事務局			
マンホール蓋(汚水管渠)交換修繕 ふじみ野市南台二丁目地内 令和2年10月30日開札 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課 長課	令和3年1月25日 令和3年1月27日	市内の法人	
市道C-287号線開通新設工事 ふじみ野市新田一丁目地内 令和2年12月16日開札 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市道路課 長課	令和3年1月25日 令和3年2月8日	市内の法人	
ココネ広場施設改修工事 ふじみ野市霞ヶ丘一丁目地内 令和2年10月21日開札 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市公園緑地課 長課	令和3年1月25日 令和3年1月29日	市内の法人	
新築届・付定通知書・住居表示台帳(2020年7月1日から2020年12月31日までに付定されたもの) ※可能であれば、電磁的記録の交付を希望		公開			郵送による写しの交付	市市民課 長課	令和3年1月26日 令和3年2月9日	市外の法人	
(一般競争入札)ココネ広場施設改修工事 ふじみ野市霞ヶ丘一丁目地内 令和2年10月21日開札 設計額6,972,000円 金入り工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市公園緑地課 長課	令和3年1月27日 令和3年1月29日	市内の法人	
平成29年度7月 サービスセンター自転車駐輪場及びふじみ野市自転車駐輪場指定管理者募集要項の書類について 上記募集に目録研・高見沢共同事業者が提出した管理業務計画書に関する書類一切。		取下げ			郵送による写しの交付	市道路課 長課	令和3年1月29日 令和3年 月 日	市外の法人	利害関係主張
福祉課において、生活保護受給者のPCR検査等の実施における医療扶助の取り扱いについて、 ①上記取り扱いの決定プロセスが分かる一切の文書 ②上記取り扱いの医療機関に対する通達または事務連絡に関する一切の文書		公開			郵送による写しの交付	市福祉課 長課	令和3年2月9日 令和3年2月15日	市内の個人	
(仮称)東地域文化施設多目的棟大規模改修工事 積算価格内訳明細書		部分公開	条例第6条第5号		写しの交付	市文化・スポーツ振興課 長課	令和3年2月10日 令和3年2月18日	市内の法人	
(仮称)ふじみ野市第3庁舎建替工事 積算価格内訳明細書		部分公開	条例第6条第5号	・見積、カタログ及び公表価格の掛け率・掛け率を乗じる前の見積単価及び合計額	写しの交付	市建築課 長課	令和3年2月10日 令和3年2月18日	市内の法人	
マンホール蓋(汚水管渠)交換修繕 ふじみ野市南台二丁目地内 令和2年10月30日開札 金入り工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道課 長課	令和3年2月12日 令和3年2月17日	市内の法人	

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開 方法	実施機関 担当課	請求申出(又は 受理年月日) 決定回答年月日	請求者 の区分	備考
		決定	理由	摘要					
西鶴ヶ岡一丁目雨水浸透槽設置工事 全金額入り設計仕様書(数量・図面)		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和3年2月17日 令和3年3月1日	市内の法人	
令和2年度排水管布設工事(R2-2工区) ふじみ野市駒西三丁目地内外 令和2年10月21日開札 設計額57,260,000円 金入り工事設計書(図面除く)、数量計算書・積算根拠書		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和3年2月18日 令和3年2月24日	市内の法人	
令和2年度排水管布設工事(R2-3工区) ふじみ野市駒西三丁目地内外 令和2年10月21日開札 設計額12,870,000円 金入り工事設計書(図面除く)、数量計算書・積算根拠書		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和3年2月18日 令和3年2月24日	市内の法人	
排水管布設工事(R2-3工区) ふじみ野市元福岡三丁目地内 全金額入り設計仕様書1式(数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和3年2月19日 令和3年2月26日	市内の法人	
排水管布設工事(R2-2工区) ふじみ野市駒西三丁目地内 全金額入り設計仕様書1式(数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和3年2月19日 令和3年2月26日	市内の法人	
排水管布設工事(R2-1工区) ふじみ野市南台一丁目地内 全金額入り設計仕様書1式(数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和3年2月19日 令和3年2月26日	市内の法人	
マンホール蓋(汚水管渠)交換修繕 ふじみ野市南台二丁目地内 全金額入り設計仕様書1式(数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和3年2月19日 令和3年2月26日	市内の法人	
コロナ広場施設改修工事 ふじみ野市西ヶ丘一丁目地内 全金額入り設計仕様書1式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市公園緑地長課	令和3年2月19日 令和3年2月26日	市内の法人	
市道F-25号線舗装修繕工事 ふじみ野市大井武蔵野地内 全金額入り設計仕様書1式(数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市道路長課	令和3年2月19日 令和3年2月26日	市内の法人	
市道B-16号線道路整備工事 ふじみ野市福岡地内 全金額入り設計仕様書1式(数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市道路長課	令和3年2月19日 令和3年2月26日	市内の法人	
市道C-287号線側溝新設工事 ふじみ野市新田一丁目地内 全金額入り設計仕様書1式(数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市道路長課	令和3年2月19日 令和3年2月26日	市内の法人	
工事名:市道D-89号線舗装修繕工事 開札日:令和2年12月9日 金入り設計書		公開			写しの交付	市道路長課	令和3年2月24日 令和3年3月3日	市外の法人	
旧砂川掘改修工事 ふじみ野市苗間地内 令和2年8月11日開札 工事設計書 第4号B代価 土留工・軽量鋼矢板貸料・アルミ支保材貸料の数量計算書		公開			写しの交付	市上下水道長課	令和3年2月26日 令和3年3月8日	市内の法人	
西ノ原中央公園ローラースライダー撤去工事 ふじみ野市うれし野一丁目地内 令和3年1月22日 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市公園緑地長課	令和3年2月26日 令和3年3月8日	市内の法人	
西中央公園更新整備工事 ふじみ野市西ヶ丘二丁目地内 令和2年6月22日開札 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市公園緑地長課	令和3年2月26日 令和3年3月8日	市内の法人	

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出(又は受理年月日) 決定回答年月日	請求者の区分	備考
		決定	理由	摘要					
市道F-4 9号線舗装修繕工事 ふじみ野市桜ヶ丘三丁目 地内 令和2年12月9日開札 工事設計書(数量計算書・ 図面は除く)		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和3年2月26日 令和3年3月11日	市内の法人	
市道D-8 9号線舗装工事 ふじみ野市うれし野二丁目 地内 令和2年12月9日開札 工事設計書(数量計算書・ 図面は除く)		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和3年2月26日 令和3年3月11日	市内の法人	
令和2年度市道B-1 6号線道路整備工事 ふじみ野市福 岡地内 令和2年10月30日開札 設計額7,387,000円 (税抜) 金入り工事設計書(図面、数量計算書は除く)		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和3年2月26日 令和3年3月4日	市内の法人	
清瀬センター敷地内にあるドックラン施設に関するすべての文書 1 契約書 協定書 ふじみ野市・三方野愛犬協会利用者実績報告 会計帳簿 いづから利用しているか 2 ドックランを施設に要した工事費等 年間に要する管理経費(し て実施した場合の見積書等) 3 1		公開			写しの交付	市環 境 長課	令和3年3月8日 令和3年3月23日	市内の個人	
		部分公開	条例第6条第1号						
		不存在							
(指名競争入札) 市道H-6号線側溝修繕工事 ふじみ野市川崎地内 令和2年12月9日開札 設計額 4,449,000円(税抜き) 金入り工事設計書、図面、計算書等 一式		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和3年3月11日 令和3年3月23日	市内の法人	
(指名競争入札) 市道D-8 9号線舗装修繕工事 ふじみ野市うれし野二丁目地内 令和2年12月9日開札 設計額 3,150,000円(税抜き) 金入り工事設計書、図面、計算書等 一式		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和3年3月11日 令和3年3月23日	市内の法人	
(指名競争入札) 市道F-4 9号線舗装修繕工事 ふじみ野市桜ヶ丘三丁目地内 令和2年12月9日開札 設計額 3,133,000円(税抜き) 金入り工事設計書、図面、計算書等 一式		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和3年3月11日 令和3年3月23日	市内の法人	
市道F-9 0号線歩道新設工事 ふじみ野市大井武蔵野地内 令和3年1月27日 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市道 路 長課	令和3年3月19日 令和3年3月30日	市内の法人	
舗装復旧工事(R2-3工区) ふじみ野市大井武蔵野地内 令和3年2月8日 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道 長課	令和3年3月19日 令和3年3月30日	市内の法人	
水宮地区雨水貯留施設設置工事その2 ふじみ野市駒林地内 令和3年2月3日 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市上下水道 長課	令和3年3月19日 令和3年3月30日	市内の法人	
上福岡図書館と請求者との関わりに係る文書		不受理			写しの交付	教育委員会 課	令和3年3月23日 令和3年 月 日	市外の個人	
令和2年度に発注された委託業務の代備表を含む金入り設 計書 ストックマネジメント点検調査業務委託		公開			郵送による写し の交付	市上下水道 長課	令和3年3月24日 令和3年3月30日	市外の法人	
舗装復旧工事(R2-5工区) ふじみ野市福岡地内 令和2年12月9日開札 設計額3,530,000円(税抜) 金入り工事設計書、設計図、数量計算書・積算根拠一式		公開			写しの交付	市上下水道 長課	令和3年3月29日 令和3年3月31日	市内の法人	
令和2年度 舗装復旧工事(R2-3工区) ふじみ野市大井武蔵野地内 令和3年2月8日開札 設計額8,020,000円(税抜) 金入り工事設計書、数量計算書・積算根拠一式(設計図は 除く)		公開			写しの交付	市上下水道 長課	令和3年3月29日 令和3年3月31日	市内の法人	



## Ⅱ 個人情報保護制度の運用状況

### 1 個人情報保管等の登録届出状況

個人情報保護条例に基づき、実施機関が新たに個人情報を取り扱う業務を開始する場合は、どのような個人情報を収集し、どのような目的に使用するかを明らかにするために、個人情報保管等登録票による届出を義務付けています。また、登録内容の変更や登録の廃止の場合も届出が必要となっています。

令和2年度の個人情報保管等の登録届出状況は、表6のとおりです。

表6 個人情報保管等の登録届出状況

実施機関	令和元年度末 登録件数	令和2年度中届出件数			令和2年度末 登録件数
		開始	変更	廃止	
市長	1,885	26	213	26	1,885
教育委員会	473	0	2	3	470
選挙管理委員会	151	0	0	0	151
公平委員会	6	0	0	0	6
監査委員	15	0	0	0	15
農業委員会	7	0	0	0	7
固定資産評価 審査委員会	10	0	0	0	10
議会	10	0	0	0	10
合計	2,557	26	215	29	2,554

### 2 個人情報目的外利用等の登録届出状況

実施機関が管理している個人情報は、登録した利用目的に限って利用されることが原則であり、登録された利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は法令等に定めがあるときなどを除き、本人の同意を得なければならないことになっています（目的外利用の制限）。また、登録された個人情報を実施機関以外の者に対して提供する場合も同様の取り扱いとしています（外部提供の制限）。

目的外利用及び外部提供をしようとするときは、あらかじめ市長に届け出ることであります。令和元年度の実施機関別の登録届出状況は、表7及び表8のとおりです。

表7 個人情報目的外利用の登録届出状況

実施機関	令和元年度末 登録件数	令和2年度中届出件数		令和2年度末 登録件数
		開始	廃止	
市長	144	0	0	144
教育委員会	3	0	0	3
選挙管理委員会	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	2	0	0	2
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0
議会	3	0	0	3
合計	152	0	0	152

表8 個人情報外部提供の登録届出状況

実施機関	令和元年度末 登録件数	令和2年度中届出件数		令和2年度末 登録件数
		開始	廃止	
市長	184	0	0	184
教育委員会	11	0	0	11
選挙管理委員会	4	0	0	4
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0
議会	6	0	0	6
合計	205	0	0	205

### 3 自己情報の開示等の請求及び処理状況

令和2年度は、個人情報保護制度における自己情報の開示請求が18件あり、訂正請求、削除請求及び利用の停止の請求はありませんでした。

### Ⅲ 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

#### 1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求に対する決定又は自己情報の開示請求等に対する決定について、市民等から審査請求があった場合に、公平で迅速な審査を行うために設置された第三者的機関で、識見を有する3人の委員で構成されています。

審査会は、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申を行います。また、諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重して、公開（開示）するかどうかを決定します。

#### 2 審査請求の状況

令和2年度は、決定に対する審査請求は3件でした。

#### 3 審査会の開催状況

令和2年度は、審査会に諮問する審査請求事案は3件でした。

回	開催日	諮問案件	会議の議題等
1	令和3年 1月26日	諮問第1号 「自己情報不開示、訂正等決定通知書」に係る審査請求について 諮問第2号 「自己情報不開示、訂正等決定通知書」に係る審査請求について	諮問第1号及び第2号の審議
2	令和3年 3月8日	諮問第1号及び第2号の継続審議 諮問第3号 「情報非公開決定通知書」に係る審査請求について	諮問第1号、第2号及び第3号の審議

諮問第1号から第3号までについては、次年度に審査を継続しています。

### Ⅳ 情報公開・個人情報保護運営審議会の運営状況

#### 1 情報公開・個人情報保護運営審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために設置されたものです。

審議会は、識見を有する者、公共的団体の構成員及び事業者の10人以内で構成され、両制度について実施機関が審議会の意見を聞くこととされた事項について審議し、答申を行います。また、個人情報保護条例に基づく報告を受け、さらに制度に関する重要事項について実施機関に対し建議を行います。

#### 2 審議会の開催状況

令和2年度の実施機関からの諮問案件は4件で、下表のとおりです。

回	開催日	諮問案件	答申
---	-----	------	----

1	令和2年 6月18日	諮問第1号 子どもの貧困対策推進計画策定のための個人情報の目的外利用について	諮問第1号これを承認する。
2	令和2年 11月12日	諮問第2号 小学校就学時健康診断受診者への緊急連絡のためのこども医療費等支給世帯の連絡先の目的外利用について 諮問第3号 「自動電話催告システム」を導入するにあたり、外部機関の電子計算組織と通信回線で結合することについて 諮問第4号 預貯金照会サービス (pipitLINQ) を導入するにあたり、外部機関の電子計算組織と通信回線で結合することについて	諮問第2号、第3号及び第4号について、これを承認する。 なお、各号の事務事業実施に当たっては、利便性と表裏一体の関係にあるリスクについて携わる職員のコンプライアンスについて市として担保するとともに、二重三重のチェック体制を構築するなど個人情報の保護に万全を期するよう要請する。

## V 会議公開の運用状況

令和2年度の会議公開の実施状況は、表11のとおりです。

なお、公開の対象となる会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市の事務について審議、審査、調査等を行うために設置された附属機関及びこれに類似する市の要綱に基づく協議会等です。

会議の開催を決定したとき、その会議を所管する担当課は「会議開催のお知らせ」を作成し、情報公開コーナーをはじめ、本庁舎1階及び市内の公共施設の掲示板に掲示しています。また、市のホームページにも会議開催の日程等を随時掲載し、市民への周知を図っています。

令和2年度の会議の公開に関する運用状況は、表9のとおりです。

表9 会議公開の実施状況

	公開となった会議	部分公開となった会議	非公開となった会議	合計
会議開催件数	64件	0件	119件	183件
傍聴人数	18人	0人		18人

※ 非公開となった119件は、個人情報等を取り扱うため、非公開とされたふじみ野市介護認定審

査会の会議 100 件、介護給付費等の支給に関する審査会の会議 12 件、ふじみ野市民生委員推薦会の会議 2 件、ふじみ野市保育所入所児童選考委員会 1 件、ふじみ野市指定管理者選定委員会の会議 2 件、ふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会 2 件です。

整理 No	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報道 機関の人数)	担当事務局	備考
1	令和2年第4回定例ふじみ野市教育委員会会議	令和2年4月21日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 教育長の報告 (2) ふじみ野市社会教育委員を委嘱することについて (3) 専決処理に関する報告について(ふじみ野市放課後子ども教室運営委員を委嘱及び任命することについて)	公開	0	教育委員会 教育総務課	
2	令和2年第5回定例ふじみ野市教育委員会会議	令和2年5月19日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第4庁舎2階 D201会議室	(1) 教育長の報告 (2) ふじみ野市公民館運営審議会委員を委嘱することについて (3) 専決処理に関する報告について(令和元年度ふじみ野市教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書について) (4) 専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会職員人事について) (5) 専決処分の報告について (6) 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る各課の取組状況について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
3	令和2年第1回ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会	令和2年6月18日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 附属棟2階 E201会議室	(1) 子どもの貧困対策推進計画策定のための個人情報の目的外利用について	公開	0	総務部 契約・法務課	
4	ふじみ野市介護保険等運営審議会	令和2年6月22日 午後1時00分から	ふじみ野市役所 附属棟2階 E201会議室	(1) 諮問について (2) 各種調査(アンケート)結果について (3) 「第8期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定について (4) 「第7期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(令和元年度)」の実績報告について (5) その他	公開	0	福祉部 高齢福祉課	
5	令和2年第6回定例ふじみ野市教育委員会会議	令和2年6月23日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第4庁舎2階 D201会議室	(1) 教育長の報告 (2) ふじみ野市学校給食センター運営審議会委員を委嘱することについて (3) ふじみ野市放課後子ども教室運営委員会委員を委嘱及び任命することについて (4) ふじみ野市資料館運営協議会委員を委嘱することについて (5) 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立小・中学校事務の共同実施に係る検討委員会設置要綱を廃止することについて) (6) 専決処理に関する報告について(ふじみ野市外国語活動助手及び外国語指導助手派遣業務委託グローバル選定委員会設置規程の一部を改正することについて) (7) 専決処理に関する報告について(ふじみ野市社会教育委員を委嘱することについて) (8) 専決処理に関する報告について(令和元年度ふじみ野市一般会計補正予算(第10号)について) (9) 専決処理に関する報告について(令和2年度ふじみ野市一般会計補正予算(第2号)について) (10) 専決処理に関する報告について(令和2年度ふじみ野市一般会計補正予算(第3号)について) (11) 専決処理に関する報告について(令和2年度ふじみ野市一般会計補正予算(第4号)について) (12) ふじみ野市立公民館条例の一部を改正する条例について (13) ふじみ野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて (14) 令和2年第2回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
6	令和2年度第1回ふじみ野市文化財保護審議会	令和2年6月24日 午後2時15分から	ふじみ野市役所 第4庁舎2階 D201会議室	(1) 審議事項 ①会長・会長職務代理の選出 ②文化財保存事業の補助金交付について ③ふじみ野市資料館運営協議会委員の選出について (2) 報告事項 ①市指定文化財「平野家住宅」について ②年間事業計画について (3) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	

整理 No	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報道 機関の人数)	担当事務局	備考
7	令和2年度第1回ふじみ野市指定管理者選定委員会	令和2年6月30日 午後1時25分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 審査対象施設について (2) 選定委員会のスケジュールについて (3) 選定審査の方法について (4) 募集要項及び選定基準の確認 ア 産業文化センター (5) 前年度(令和元年度)モニタリング・評価(外部評価) ア 市民交流プラザ及びコスモスホール イ 介護予防センター ウ 放課後児童クラブ (6) 募集要項及び選定基準の確認 イ 児童センター	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
8	令和2年度第1回ふじみ野市社会教育委員会	令和2年7月2日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 議長及び副議長の選出について (2) 各委員の選出 (3) 社会教育関係団体の補助金審査について (4) 令和2年度社会教育関連事業計画について (5) 令和2年度社会教育委員の年間活動計画について (6) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
9	令和2年度第1回ふじみ野市スポーツ推進審議会	令和2年7月3日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 会長、副会長の選出について (2) 令和2年度スポーツ推進審議会のスケジュールについて (3) 令和元年度スポーツ推進事業の実績について (4) スポーツ関係団体補助金に関する意見聴取について (5) 新型コロナウイルスの影響について ①スポーツ施設等の再開のあり方・考え方 ②大会・イベント等のあり方・考え方 (6) その他	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
10	第1回ふじみ野市立小・中学校学区審議会	令和2年7月8日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	ふじみ野市立小・中学校通学区域(ふじみ野市大原二丁目173 5番1外)の編成について	公開	0	教育委員会 学校教育課	
11	令和2年度第1回公民館運営審議会	令和2年7月14日 午後1時30分から	ふじみ野市立 大井中央公民館 情報交換室	(1) 委員長及び副委員長の選出 (2) 令和2年度ふじみ野市立公民館事業進捗状況について (3) ふじみ野市立公民館条例の一部を改正する条例について (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係るふじみ野市立公民館の運用と方針について (5) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
12	令和2年度第1回ふじみ野市文化振興審議会	令和2年7月17日 午後5時15分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 委嘱式 (2) 会長・副会長の選任 (3) 文化施設整備事業について (4) 文化施設の名称について (5) 令和2年度ふじみ野市文化芸術活動未来応援事業について	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
13	令和2年7月第1回ふじみ野市教育委員会	令和2年7月21日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第4庁舎2階 D201会議室	(1) 教育長の報告 (2) ふじみ野市立公民館条例の一部を改正するに条例について(3) 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立小・中学校学区審議会委員を変更することについて) (4) 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立資料館協議会委員を委嘱することについて)	公開	1	教育委員会 教育総務課	
14	令和2年度第1回ふじみ野市学校給食センター運営協議会	令和2年7月22日 午後3時15分から	なの花学校給食セン ター2階 会議室	(1) 会長及び副会長の選出について (2) 令和元年度ふじみ野市学校給食の実施報告について (3) 令和2年度ふじみ野市学校給食実施状況等について	公開	0	教育委員会 学校給食課	
15	令和2年度第1回ふじみ野市男女共同参画推進審議会 【書面開催】	令和2年7月29日		(1) 第2次男女共同参画基本計画実績報告 (2) 審議会等の女性の登用状況調査の結果等について	公開	0	市民生活部 市民総合相談室	
16	第2回ふじみ野市立小・中学校学区審議会	令和2年7月29日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	答申の決定について	公開	0	教育委員会 学校教育課	
17	令和2年度第1回ふじみ野市上下水道審議会	令和2年7月30日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) ふじみ野市公共下水道事業受益者負担金に関する条例改正について(諮問) (2) 令和元年度ふじみ野市水道事業会計決算について (3) 令和元年度ふじみ野市下水道事業会計決算について	公開	0	都市政策部 上下水道課	

整理 No	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報道 機関の人数)	担当事務局	備考
18	令和2年第3回ふじみ野市国民健康保険運営協議会	令和2年7月30日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 第4庁舎2階 D201会議室	1 報告事項 (1) ふじみ野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について (2) ふじみ野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について (3) 令和2年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の専決処分について (4) 令和元年度ふじみ野市国民健康保険特別会計決算について 2 その他 (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等によるふじみ野市国民健康保険税の減免について (2) 赤字削減・解消計画実施状況報告について	公開	0	市民生活部 保険・年金課	
19	令和2年第1回臨時ふじみ野市教育委員会会議	令和2年8月3日 午後6時15分から	ふじみ野市役所 第4庁舎2階 D201会議室	(1) 令和3年度からのふじみ野市立中学校教科用図書採択について (2) 中学校教科書採択に係る請願について	公開	2	教育委員会 教育総務課	
20	令和2年第8回定例ふじみ野市教育委員会会議	令和2年8月18日 午後6時15分から	ふじみ野市役所 第4庁舎2階 D201会議室	(1) 教育長の報告 (2) ふじみ野市入学準備金・奨学金利子補給要綱の一部を改正することについて (3) ふじみ野市小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正することについて (4) ふじみ野市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正することについて (5) ふじみ野市立図書館協議会委員を委嘱及び任命することについて (6) 専決処理に関する報告について(損害賠償の額を定めることについて) (7) ふじみ野市小・中学校通学区域(ふじみ野市大原二丁目17番3号1外)の編成の答申について (8) 公共施設の安全点検結果について (9) なの花学校給食センター整備運営事業モニタリング結果の公表について	公開	2	教育委員会 教育総務課	
21	令和2年度第1回ふじみ野市資料館運営協議会会議	令和2年8月20日 午前10時00分から	ふじみ野市立 上福岡歴史民俗資料館 2階 研修室	(1) 委員長及び副委員長の選出について (2) 令和元年度事業報告について (3) 令和2年度事業計画について (4) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課 (上福岡歴史民俗資料館)	
22	ふじみ野市介護保険等運営審議会	令和2年8月31日 午後1時15分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 「第7期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(令和元年度)」の実績報告(介護給付)について (2) 第8期計画における日常生活圏域について(改正案の承認・決定) (3) 「第8期ふじみ野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定について(構成案・第1章[計画策定にあたって]、第2章[高齢者を取り巻く現状と課題]等) (4) その他	公開	0	福祉部 高齢福祉課	
23	令和2年度第2回ふじみ野市文化振興審議会	令和2年9月17日 午後5時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A202会議室	(1) ふじみ野市立文化施設条例について (2) ふじみ野市立文化施設「利用の手引き」について (3) オンライン開催アートフェスタ2020について	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
24	令和2年度第1回ふじみ野市立図書館協議会	令和2年9月25日 午前10時00分から	ふじみ野市立 上福岡図書館2階 集会室2	(1) 令和元年度事業等報告について (2) 令和2年度年間事業計画について (3) その他	公開	1	教育委員会 社会教育課	
25	令和2年度第1回ふじみ野市地域福祉計画審議会	令和2年9月28日 午前9時30分から	大井総合支所1階 第 1・2会議室	(1) ふじみ野市地域福祉計画の進捗状況(令和元年度取組実績)について (2) 地域福祉の担い手、拠点づくりについて(仮題) (3) 個別審議内容(アンケート結果)について	公開	0	福祉部 福祉課	
26	令和2年第9回定例ふじみ野市教育委員会会議	令和2年9月29日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第4庁舎2階 D201会議室	(1) 教育長の報告 (2) 令和3年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動の方針等を決定することについて (3) 専決処理に関する報告について(ふじみ野市学校給食費口座振替事務取扱要綱の一部を改正することについて) (4) 専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会職員人事について)	公開	0	教育委員会 教育総務課	



整理 No	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報道 機関の人数)	担当事務局	備考
27	令和2年度第1回ふじみ野市一般廃棄物処理基本 計画市民検討委員会	令和2年10月1日 午前9時30分から	ふじみ野市役所 第4庁舎2階 D201会議室	(1) 委嘱状の交付について (2) 会長及び副会長の選任について (3) 資源物とごみの分け方・出し方BOOKについて (4) 一部粗大ごみの有料化について(報告) (5) その他	公開	0	市民活動推進部 環境課	
28	令和2年度ふじみ野市協働のまちづくり推進隊 会議	令和2年10月8日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A501・502会議室	(1) 市民と市との協働事業に関する調査結果について	公開	0	市民活動推進部 協働推進課	
29	令和2年度第2回ふじみ野市社会教育委員会 会議	令和2年10月15日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 第4庁舎2階 D201会議室	(1) 地域学校協働本部設置に向けての庁内の検討状況について (2) 令和2年度(令和3年1月実施)の成人式について (3) 令和4年度(令和5年1月実施)以降の成人式における対象 者について (4) 情報交換 (5) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
30	令和2年度第2回ふじみ野市立図書館協議会	令和2年10月16日 午前10時00分から	ふじみ野市立 上福岡図書館2階 集 会室2	(1) 委員長及び副委員長の選出 (2) 「第4回ふじみ野市図書館を使った調べる学習コンクール」 二次審査 (3) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
31	ふじみ野市介護保険等運営審議会	令和2年10月19日 午後1時15分から	ふじみ野市役所 第4庁舎2階 D201会議室	(1) 「第8期ふじみ野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計 画」の策定について (構成案・第1章〔計画策定にあたって〕、第2章〔高齢者を取 り巻く現状と課題〕等) (2) その他	公開	0	福祉部 高齢福祉課	
32	令和2年度第1回ふじみ野市こどもにやさしいま ちづくり条例(仮称)策定委員会	令和2年10月20日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 委員長及び副委員長の選出 (2) 諮問 (3) ふじみ野市子どもにやさしいまちづくり条例(仮称)の関 する市の考え方	公開	0	子ども・元気健康部 子育て支援課	
33	第1回ふじみ野市子ども・子育て会議	令和2年10月20日 午後3時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 第1期ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画総括について (2) 第2期ふじみ野市子どもの未来応援プラン(ふじみ野市子ど もの貧困対策推進計画)(案)について	公開	0	子ども・元気健康部 子育て支援課	
34	令和2年度第10回定例ふじみ野市教育委員会 会議	令和2年10月20日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第4庁舎2階 D201会議室	(1) 教育長の報告 (2) ふじみ野市修学旅行等の中止に伴う保護者負担費補助金交 付要 綱を定めることについて (3) 専決処理に関する報告について(ふじみ野市いじめゼロ連 絡協 議会委員を委嘱及び任命することについて) (4) 専決処理に関する報告について(令和2年度ふじみ野市一 般会 計補正予算(第5号)について) (5) 専決処理に関する報告について(令和2年度ふじみ野市一 般会 計補正予算(第6号)について) (6) 令和2年第3回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要につ いて	公開	0	教育委員会 教育総務課	
35	ふじみ野市公民館運営審議会	令和2年10月22日 午後1時30分から	ふじみ野市立 大井中央公民館 情報交換室	(1) 令和2年度ふじみ野市立公民館事業進捗状況について (2) 大井中央公民館建替えに伴う休館中の代替施設説明会につ いて (3) 今後の公民館事業運営のあり方について (4) その他	公開	0	教育委員会 社会総務課 (大井中央公民館)	
36	ふじみ野市自治組織集会所設置審議会	令和2年11月2日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	諮問内容について	公開	0	市民活動推進部 協働推進課	
37	令和2年度第2回ふじみ野市情報公開・個人情報 保護運営審議会	令和2年11月12日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A201会議室	(1) 諮問第2号 小学校就学時健康診断受診者への緊急連絡のためのこども医療費 等支給世帯の連絡先の目的外利用について (2) 諮問第3号 「自動電話催告システム」を導入するにあたり、外部機関の電子 計算組織と通信回線で結合することについて (3) 諮問第4号 預貯金照会サービス(p ipit L INQ)を導入するにあたり、外 部機関の電子計算組織と通信回線で結合することについて	公開	0	総務部 契約・法務課	

整理 No	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報道 機関の人数)	担当事務局	備考
38	令和2年度第2回ふじみ野市文化財保護審議会	令和2年11月13日 午後1時30分から	ふじみ野市 大井総合支所1階 会議室	(1) 旧江戸屋の母屋及び穀蔵の見学 (2) 報告事項 ①行政文書整理・調査の進捗及び結果について ②市指定文化財 回漕間屋旧福田屋の雨漏りについて (3) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
39	令和2年第11回定例ふじみ野市教育委員会会議	令和2年11月17日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第4庁舎2階 D201会議室	(1) 教育長の報告 (2) ふじみ野市小・中学校における指定校の変更等の取扱いに関する要綱の一部を改正することについて	公開	0	教育委員会 教育総務課	
40	ふじみ野市地域福祉計画審議会	令和2年11月18日 午後1時30分から	大井総合支所1階 第 1・2会議室	(1) 審議会における個別検討テーマ(グループワーク) 「地域活動における担い手確保と後継者育成」について (2) その他	公開	0	福祉部 福祉課	
41	ふじみ野市介護保険等運営審議会	令和2年11月24日 午後1時15分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1)「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定について ① 全体計画案について ② 第1号被保険者の保険料及び保険料率について (2) その他	公開	0	福祉部 高齢福祉課	
42	令和2年度第1回ふじみ野市地域自立支援協議会	令和2年11月30日 午後1時00分から	大井総合支所1階 第 1・2会議室	(1) 第2期ふじみ野市障がい者プラン素案について (2) その他	公開	0	福祉部 障がい福祉課	
43	廃棄物減量等推進審議会	令和2年11月30日 午前9時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A202会議室	(1) 市からの報告事項(一部粗大ごみ有料化の現状について) (2) その他	公開	0	市民活動推進部 環境課	
44	令和2年度第2回ふじみ野市地域自立支援協議会	令和2年12月10日 午後2時00分から	大井総合支所1階 災 害対策室	第2期ふじみ野市障がい者プラン パブリック・コメント案について	公開	0	福祉部 障がい福祉課	
45	令和2年度第2回ふじみ野市スポーツ推進審議会	令和2年12月10日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A202会議室	(1) スポーツ選手派遣費激励金に関する意見聴取について (2) 令和2年度スポーツ推進事業の実施状況について (3) 令和3年度スポーツ推進事業の実施計画について (4) その他	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
46	令和2年第12回定例ふじみ野市教育委員会会議	令和2年12月15日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B302会議室	(1) 教育長の報告 (2) 専決処理に関する報告について(令和2年度ふじみ野市一般会計補正予算(第9号)について) (3) 令和2年度埼玉県学力・学習状況調査の結果について (4) 令和3年度ふじみ野市学校運営協議会委員の推薦及び任命式について (5) 令和2年第4回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
47	令和2年度第2回ふじみ野市文化振興審議会	令和2年12月16日 午後5時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 西地域文化施設基本設計について (2) ふじみ野市文化施設説明会の報告について (3) 文化施設「ステラ・イースト利用の手引き」について	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
48	令和2年度第5回介護保険等運営審議会	令和3年1月19日 午後1時15分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 第1号被保険者の保険料及び所得段階の設定について ①介護報酬改定等に伴う「第1号被保険者の保険料の基準額の算出」変更について ②第8期計画期間の所得段階及び保険料率について (2) パブリック・コメントの意見等募集結果について (3) 答申について (4) 令和2年度の施設整備状況について (5) その他	公開	0	福祉部 高齢福祉課	
49	令和3年第1回定例ふじみ野市教育委員会会議	令和3年1月19日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B302会議室	(1) 教育長の報告 (2) 令和3年度当初小・中学校教職員人事の内申について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
50	令和2年度第1回ふじみ野市都市計画審議会	令和3年1月28日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 諮問1 富士見都市計画区域区分の変更について (2) 諮問2 富士見都市計画道路の変更について (3) 諮問3 富士見都市計画用途地域の変更について (4) 諮問4 富士見都市計画防火地域及び準防火地域の変更について (5) 諮問5 富士見都市計画土地区画整理事業の変更について (6) 諮問6 富士見都市計画地区計画の変更について (7) 諮問7 富士見都市計画下水道の変更について (8) 諮問8 富士見都市計画生産緑地地区の変更について (9) 諮問9 富士見都市計画特別緑地保全地区の変更について	公開	0	都市政策部 都市計画課	

整理 No	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報道 機関の人数)	担当事務局	備考
51	ふじみ野市自治組織集会所施設審議会の会議	令和3年2月1日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 各自治組織集会所施設の「管理」「運営」「課題」について (2) 第3回・第4回審議会の現地視察候補地の選定について	公開	0	市民活動推進部 協働推進課	
52	令和3年第1回ふじみ野市国民健康保険運営協議会	令和3年2月4日 【書面開催】		(1) ふじみ野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について (2) 令和2年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算第2号及び第3号について (3) 埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)(令和3年度～令和5年度)の策定について (4) 赤字削減・解消計画について (5) データヘルス計画の中間評価について	公開	0	市民生活部 保険・年金課	
53	令和2年度第5回ふじみ野市行政評価外部評価委員会	令和3年2月12日 【書面開催】		(1) 【施策25】道路 ー安全に機能する道路交通体系の充実を図りますー (2) 【施策29】都市計画 ー快適で便利なまちづくりを進めますー (3) 【施策33】下水道 ー浸水被害を防止し、環境整備のための生活排水処理を進めますー	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
54	令和3年第2回定例ふじみ野市教育委員会会議	令和3年2月16日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B302会議室	(1) 教育長の報告 (2) ふじみ野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて (3) ふじみ野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正することについて (4) ふじみ野市教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正することについて (5) ふじみ野市教育委員会決裁規程の一部を改正することについて (6) ふじみ野市教育委員会文書規程の一部を改正することについて (7) ふじみ野市教育委員会公印規程の一部を改正することについて (8) ふじみ野市教育委員会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正することについて (9) ふじみ野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正することについて (10) ふじみ野市学校運営協議会委員を任命することについて (11) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7号の許可について (12) 令和3年度ふじみ野市教育振興基本計画アクションプラン(案)について (13) (仮称)西地域文化施設等について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
55	令和2年度第3回ふじみ野市立図書館協議会	令和3年2月19日 午後2時00分から	ふじみ野市立 上福岡図書館2階 集会室2	(1) (仮称)西地域文化施設等について (2) 「図書館利用者アンケート」報告 (3) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
56	令和2年度第2回ふじみ野市立児童センター運営委員会	令和3年3月16日 午後1時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) ふじみ野市立東児童センターについて 令和2年度事業報告・利用状況・利用者アンケート報告 令和3年度事業計画(案) (2) ふじみ野市立西児童センターについて 令和2年度事業報告・利用状況・利用者アンケート報告 令和3年度事業計画(案) (3) ファミリー・サポート・センターについて 令和2年度事業報告・活動状況報告 令和3年度事業計画(案) (4) その他	公開	0	子ども・元気健康部 子育て支援課	
57	令和2年度第3回ふじみ野市文化財保護審議会	令和3年3月22日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 報告事項 ①旧江戸屋穀蔵の調査について ②旧江戸屋の屋根補修工事について ③行政文書の収集について (2) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	

整理 No	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報道 機関の人数)	担当事務局	備考
58	令和2年度第2回ふじみ野市上下水道審議会	令和3年3月23日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 令和3年度ふじみ野市水道事業会計予算について (2) 令和3年度ふじみ野市下水道事業会計予算について	公開	0	都市政策部 上下水道課	
59	令和2年度第3回ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例(仮称)策定委員	令和3年3月23日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 子どもヒアリングの結果報告について (2) 条例構成案について	公開	0	子ども・元気健康部 子育て支援課	
60	令和2年度第3回ふじみ野市社会教育委員会	令和3年3月24日 午後3時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A501・502会議室	(1) 地域学校協働本部設置に向けての庁内の検討状況について (2) 情報交換 (3) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
61	令和2年度第4回ふじみ野市文化振興審議会	令和3年3月24日 午後4時00分から	ふじみ野ステラ・イースト 多目的ルーム	(1) ふじみ野ステラ・イースト見学 (2) 西地域文化施設基本設計報告 (3) 令和3年度文化芸術活動未来応援事業募集要項について	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
62	令和2年度第4回ふじみ野市公民館運営審議会	令和3年3月25日 午後2時00分から	大井総合支所1階 災害対策室	(1) 令和2年度ふじみ野市公民館事業(下半期)進捗状況と取り組みについて (2) 令和3年度ふじみ野市立公民館事業計画について (3) その他	公開	0	福祉部 障がい福祉課	
63	令和2年度第1回ふじみ野市総合教育会議	令和3年3月26日 午後5時20分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 子どもの学習支援における支援状況と成果報告について (2) その他	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
64	令和3年第3回定例ふじみ野市教育委員会会議	令和3年3月26日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 教育長の報告 (2) 令和3年度ふじみ野市教育振興基本計画アクションプランを策定することについて (3) 令和3年度ふじみ野市教育委員会工事計画を策定することについて (4) ふじみ野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて (5) ふじみ野市立小・中学校地域協働学校推進事業補助金交付要綱を定めることについて (6) ふじみ野市立小・中学校開校記念事業補助金交付要綱の一部を改正することについて (7) ふじみ野市教育振興計画庁内検討プロジェクト・チーム設置要綱の全部を改正することについて (8) ふじみ野市少人数指導支援員要綱の一部を改正することについて (9) ふじみ野市立小・中学校学校・家庭・地域連携推進事業補助金交付要綱を廃止することについて (10) ふじみ野市教育委員会プロジェクト・チーム設置規程を廃止することについて (11) 令和3年度ふじみ野市教育委員会職員人事について (12) ふじみ野市立学校の学校医及び学校歯科医を委嘱することについて (13) 専決処理に関する報告について(ふじみ野市子どもいじめ防止条例の一部を改正することについて) (14) 専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会職員人事評価試行実施要綱の一部を改正することについて) (15) 令和2年度ふじみ野市一般会計補正予算(第13号)について (16) 令和3年度ふじみ野市一般会計予算について (17) 令和3年第1回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について	公開	1	教育委員会 教育総務課	

# 資 料

- 1 ふじみ野市情報公開条例
- 2 ふじみ野市個人情報保護条例
- 3 ふじみ野市審議会等の会議の公開に関する規則
- 4 ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会諮問、答申

○ふじみ野市情報公開条例

平成17年10月1日

条例第8号

改正 平成18年3月30日条例第17号

平成28年3月23日条例第9号

平成30年12月26日条例第44号

(目的)

第1条 この条例は、市民に対し情報の公開を求める権利を保障するとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加を促進し、もって透明性を確保した民主的市政の一層の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 情報 実施機関の職員が職務上、作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びにフィルム、磁気テープ等から出力され又は採録されたもので、決裁又は供覧等の手続が終了し、かつ、実施機関が管理しているものをいう。
- (3) 情報の公開 実施機関がこの条例の規定（第14条の規定を除く。）により、情報を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市民の情報の公開を求める権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、運用するとともに、情報の管理及び検索体制の確立に努めなければならない。

2 実施機関は、情報の公開に当たっては、個人に関する情報が保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に則して、適正に使用しなければならない。

(情報の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、情報の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る情報の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公開しないことができる情報)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該情報の公開をしないことができる。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができるものとされている情報

イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報であって、公開することが必要と認められるもの

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(3) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等（国又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。）の機関との間における審議、検討、調査研究等の意思決定過程における情報であって、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(4) 市の機関と国等の機関との間における協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの

(5) 市又は国等の機関が行う検査、監査、取締りの計画、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題、職員の身分取扱いその他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

(6) 犯罪の捜査及び予防、人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全と秩序の維持のため、公開しないことが必要であると認められる情報

(公開することができない情報)

第7条 実施機関は、法令等の規定により、明らかに公開することができないとされている情報が記録されているときは、当該情報の公開をしないものとする。

(情報の部分公開等)

第8条 実施機関は、公開の請求に係る情報に第6条又は前条に規定する情報が記録されている場合において、その部分を容易に、かつ、当該情報の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて当該情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は、第6条又は前条に規定する情報が記録されている情報であっても、期間の経過により第6条又は前条に該当しなくなったときは、当該情報の公開をしなければならない。

(請求方法)

第9条 第5条の規定により情報の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書により実施機関に請求しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 公開の請求に係る情報の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、前条の請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して15日以内に当該請求に対する可否の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、前条の規定により請求したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により情報の公開をしない旨の決定（第8条第1項の規定により、公開の請求に係る情報の一部を公開しないこととする場合を含む。以下「非公開決定」という。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該情報が期間の経過により公開することができるものであって、かつ、公開することができる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を併せて記載しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条に規定する請求書を受理した日の翌日から起算して60日を限度とし、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る情報に市以外のものに関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該市以外のものの意見を聴くことができる。

(情報の公開の実施及び方法)



第11条 実施機関は、前条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は、公開の請求に係る情報を直接公開することにより、当該情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該情報の写しにより情報の公開をすることができる。

(手数料等)

第12条 情報の公開に係る手数料は、別表に定めるとおりとする。

2 情報の公開に係る手数料の徴収、その時期、還付及び減免並びに郵送料については、ふじみ野市手数料条例(平成17年ふじみ野市条例第50号)第3条、第4条、第7条及び第8条の規定を準用する。

3 本条の規定は、第14条の規定により情報の閲覧又は写しの交付を行う場合について準用する。

(平28条例9・一部改正)

(審査請求)

第13条 請求者は、第10条第1項の決定に対して不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により審査請求をすることができる。ただし、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

2 実施機関は、前項の審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法であることを理由として却下するとき、又は非公開決定を取り消すときを除き、遅滞なくふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

3 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の規定による弁明書の写しを添えてしなければならない。

(平28条例9・一部改正)

(情報の任意的公開)

第14条 実施機関は、第5条の規定により情報の公開を請求することができるもの以外のものから情報の公開の申出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、この条例の適用を受ける情報以外の情報の閲覧又は写しの交付の申出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第15条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者が管理する同法第244条第1項に規定する公の施設に関する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導

に努めるものとする。

(平18条例17・追加)

(情報の検索資料の作成等)

第16条 実施機関は、情報の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(平18条例17・旧第15条繰下)

(情報の整備等及び制度の改善)

第17条 実施機関は、情報の整備、情報の公開手続等の迅速化その他この条例に基づく事務の公正かつ能率的な運営を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の規定により情報の公開に関する制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。

(平18条例17・旧第16条繰下)

(運用状況の公表)

第18条 実施機関は、毎年度、この条例による情報の公開の運用状況を公表するものとする。

(平18条例17・旧第17条繰下)

(他の制度等との調整)

第19条 この条例は、法令又は他の条例等の規定により、情報を閲覧し、若しくは縦覧し、又は謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、図書館等の施設において市民の利用に供することを目的として管理している文書、図書等については、適用しない。

(平18条例17・旧第18条繰下)

(情報の提供)

第20条 実施機関は、この条例の定めるところにより情報の公開を行うほか、市政に関する情報を市民に積極的に提供するよう努めるものとする。

(平18条例17・旧第19条繰下)

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(平18条例17・旧第20条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機

関が作成し、又は取得した情報について適用する。

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例は、合併前の上福岡市及び大井町から承継された情報（以下「承継情報」という。）については、適用しない。

（承継情報の任意的公開）

- 4 実施機関は、承継情報の公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

- 5 承継情報の公開については、第12条及び第14条の規定を準用する。

（経過措置）

- 6 施行日の前日までに、合併前の上福岡市情報公開条例（平成9年上福岡市条例第19号）又は大井町情報公開条例（平成11年大井町条例第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後のふじみ野市情報公開条例第12条の規定は、この条例の施行の日以後の公開の決定について適用し、同日前にした公開の決定については、なお従前の例による。

附 則（平成30年条例第44号）

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

別表（第12条関係）

（平28条例9・追加、平30条例44・一部改正）

交付の方法	種別	金額
1 書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円
	カラー	用紙1枚につき50円
2 電磁的に記録された事項を用紙に出力したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円
	カラー	用紙1枚につき50円
3 電磁的記録媒体に複写したものの交付		電磁的記録媒体1枚につき100円

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列3番又はA列4番とする。

- 2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

## ○ふじみ野市個人情報保護条例

平成17年10月1日

条例第9号

改正 平成18年3月30日条例第18号

平成27年9月30日条例第36号

平成28年3月23日条例第9号

平成30年12月26日条例第44号

(目的)

第1条 この条例は、市の実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利及び利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、ふじみ野市情報公開条例（平成17年ふじみ野市条例第8号）第2条第2号に規定する情報に記録されているものに限る。
- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。
- (6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、ふじみ野市情報公開条例第2条第2号に規定する情報に記録されているものに限る。
- (7) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を

用いて検索することができるように体系的に構成したもの  
イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(8) 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。

(9) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが実施機関に個人情報の保管等をされている者をいう。

(10) 事業者 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体及び事業を営む個人をいう。

（平27条例36・一部改正）

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関及び市が出資する法人で規則で定めるものは、個人情報の保管等をするときは、市民等の基本的人権に対する侵害を防止するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職を含む。以下同じ。）は、職務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報の保管等を行うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、その取扱いについて厳正な保護措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、個人情報の保護の重要性を認識し、条例により保障された権利の行使を正当に行うとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（個人情報の保管等の一般的制限）

第6条 実施機関は、個人情報の保管等を行うときは、その所掌する事務の目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる個人情報の保管等をしてはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、又は正当な行政執行に関連してその権限の範囲内において行われるときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報

(2) 犯罪に関する個人情報

(3) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関がふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、個人情報の保管等を行わないことが適当であると認めた個人情報

（業務の登録等）

第7条 実施機関は、個人情報の保管等に係る業務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を登録し、市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報の記録の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録の内容
- (4) 個人情報の対象となる個人の範囲
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の登録に係る業務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に通知するとともに、その内容を公表しなければならない。

(収集方法の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、収集の目的を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接これを収集しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づき収集するとき。
- (3) 人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 公表された事実であるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたとき。

3 実施機関は、前項の規定により、個人情報を本人以外のものから収集したときは、規則で定める場合を除き、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。

4 本人又はその代理人により、法令等の規定による申請その他これに類する行為が行われたときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(適正維持管理)

第9条 実施機関は、個人情報の適正な維持及び管理を行うために、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報をその利用目的に照らして正確かつ最新なものとする事。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、損傷その他の事故を防止すること。

2 実施機関は、管理している個人情報が不要でなくなったときは、当該個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定による事務を処理させるため、個人情報取扱責任者を設置しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、第7条第1項の規定により登録した利用目的の範囲を超えて保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)の利用(次項において「目的外利用」という。)をし、又は実施機関以外のものに対して保有個人情報の提供(次項において「外部提供」という。)をしてはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害しないと認めたとき。

3 実施機関は、前項の規定により目的外利用等を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、市長に届け出なければならない。

(1) 目的外利用等を行った保有個人情報の記録の名称

(2) 目的外利用等を行った理由

(3) 目的外利用等を行った保有個人情報の記録の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

4 実施機関は、第2項第3号の規定により目的外利用等を行ったときは、速やかにその事実を当該本人に通知するとともに、審議会に通知しなければならない。

(平27条例36・一部改正)

(保有特定個人情報の利用の制限)

第10条の2 実施機関は、利用目的の範囲を超えて保有特定個人情報の利用をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)を利用することができる。

(平27条例36・追加・一部改正)

(保有特定個人情報の提供の制限)

第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、実施機関以外のものに対して保有特定個人情報の提供をしてはならない。

(平27条例36・追加)

(電子計算組織の結合の禁止)

第11条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するに当たって

は、実施機関以外の電子計算組織と通信回線等による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関が審議会の意見を聴いて、特に必要があると認めたとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により通信回線等による結合を行った場合において、情報の漏えい、改ざん等により個人情報に重大な影響を及ぼすと認めたときは、直ちに通信回線等の一時停止等の措置（当該通信回線等の切断を含む。）をしなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により通信回線等の一時停止等を行った場合において、接続先機関の電子計算組織が個人情報の保護のために必要な措置を講じていると認められるときは、当該通信回線等を復旧することができる。

4 実施機関は、第2項の規定により通信回線等の一時停止等を行った場合は、必要な事項を審議会に報告しなければならない。

（開示の請求等）

第12条 市民等は、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報（以下「自己情報」という。）の閲覧又は写しの交付（以下「開示」という。）を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人（以下「未成年者等」という。）の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、本人の委任による代理人を含む。）又は実施機関が特別の理由があるものとして規則で定める代理人（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって前項の開示を請求することができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものであるときは、本人の同意を得なければならない。

3 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報については、開示をしないことができる。

(1) 個人の評価、判定、指導、選考等に関する情報であって、本人に開示することにより、当該評価、判定、指導、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(2) 本人に開示することにより、実施機関の公正かつ適正な職務執行が著しく妨げられると認められるもの

(3) 未成年者等の法定代理人等による開示請求がなされた場合であって、開示することにより、当該未成年者等に不利益が及ぶと認められるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、開示しないことが適当であると認めたもの

4 実施機関は、開示の請求に係る自己情報の一部に前項各号のいずれか又は次条に該当する自己情報が記録されている場合において、その部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて当該自己情報の開示をしなければならない。



5 実施機関は、第3項各号又は次条に該当する自己情報であっても、期間の経過により、当該自己情報が第3項各号のいずれか及び次条に該当しなくなったときは、当該自己情報の開示をしなければならない。

6 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えることにより不開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(平27条例36・一部改正)

(開示することができない個人情報)

第13条 実施機関は、法令等の規定により、明らかに開示することができないとされている保有個人情報が記録されているときは、当該保有個人情報の開示をしないものとする。

(平27条例36・一部改正)

(訂正を請求する権利)

第14条 市民等は、自己情報の記録について事実の記載に誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該記載の訂正を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、訂正の請求について準用する。

(削除を請求する権利)

第15条 市民等は、実施機関が第6条の規定による制限を超え、又は第8条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己情報(保有特定個人情報を除く。次条において同じ。)が収集されたときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、削除の請求について準用する。

(平27条例36・一部改正)

(利用の停止を請求する権利)

第16条 市民等は、実施機関が第10条第1項又は第2項の規定によらないで自己情報の目的外利用等をしていると認めるとき、又はしようとしていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の利用の停止を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、利用の停止の請求について準用する。

(平27条例36・一部改正)

(保有特定個人情報の削除又は利用の停止を請求する権利)

第16条の2 市民等は、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用の停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する場合 当該保有特定個人情報の削除又は利用の停

止

ア 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき。

イ 第10条の2の規定に違反して利用されているとき。

ウ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

エ 番号法第28条の規定に違反して作成された保有特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 第12条第2項の規定は、保有特定個人情報の利用の停止の請求について準用する。

（平27条例36・追加・一部改正）

（請求方法）

第17条 第12条第1項の規定による自己情報の開示、第14条の規定による自己情報の記載の訂正、第15条の規定による自己情報の削除、第16条の規定による自己情報の目的外利用等の利用の停止又は前条の規定による保有特定個人情報の削除若しくは利用の停止（以下「自己情報の開示、訂正等」という。）を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書により実施機関に請求しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る自己情報の記録の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 自己情報の開示、訂正等を請求しようとする者は、自己が当該請求に係る自己情報の本人又は法定代理人等であることを確認するために必要な書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

（平27条例36・平30条例44・一部改正）

（請求に対する決定等）

第18条 実施機関は、前条第1項の請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して、開示の請求にあつては15日以内に、訂正、削除又は目的外利用等の利用の停止の請求にあつては30日以内に、当該請求に対する可否の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、請求した者（以下「請求者」という。）に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 前項の場合において、請求に係る自己情報の全部又は一部について開示、訂正、削除又は目的外利用等の利用の停止をしない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該自己情報の記録が期間の経過により開示できるものであつて、かつ、開示することができる

期日を明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

- 4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条第1項に規定する請求書を受理した日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を通知しなければならない。

(平27条例36・一部改正)

(自己情報の提供先への通知)

- 第18条の2 実施機関は、前条の規定により自己情報の全部若しくは一部を訂正し、又は削除した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(平27条例36・追加・一部改正)

(開示等の実施及び方法)

- 第19条 実施機関は、第18条第1項の規定により自己情報の開示をする旨の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該自己情報(磁気テープその他これに類するものについては、当該自己情報から出力又は採録したもの)の開示をしなければならない。

- 2 実施機関は、開示の請求に係る自己情報を直接開示することにより、当該自己情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該自己情報の写しにより開示をすることができる。
- 3 開示の請求者は、当該開示に係る自己情報の本人又はその法定代理人等であることの確認を受けるために必要な書類で実施機関が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
- 4 実施機関は、第18条第1項の規定により請求に係る訂正、削除又は目的外利用等の利用の停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該自己情報の記載の訂正、削除又は目的外利用等の利用の停止をしなければならない。

(平27条例36・一部改正)

(手数料等)

- 第20条 自己情報の開示、訂正等に係る手数料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 自己情報の開示、訂正等に係る手数料の徴収、その時期、還付及び減免並びに郵送料については、ふじみ野市手数料条例(平成17年ふじみ野市条例第50号)第3条、第4条、第7条及び第8条の規定を準用する。

(平28条例9・一部改正)

(審査請求)

- 第21条 請求者は、第18条第1項の決定に対して不服があるときは、行政不

服審査法（平成26年法律第68号）の規定により審査請求をすることができる。ただし、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

2 実施機関は、前項の審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なくふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

3 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の規定による弁明書の写しを添えてしなければならない。

（平28条例9・一部改正）

（事務の委託）

第22条 実施機関は、個人情報の処理業務を外部に委託しようとするときは、当該業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

（平18条例18・一部改正）

（受託者の義務）

第23条 受託者は、受託した業務（以下「受託業務」という。）の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 前項に規定する受託業務に従事している者は、当該受託業務に関して知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その業務が終了した後も、同様とする。

（指定管理者の義務）

第24条 指定管理者は、公の施設の管理の業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 前項に規定する管理の業務に従事している者は、当該管理の業務に関して知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その業務が終了した後も、同様とする。

（平18条例18・追加）

（出資法人の義務）

第25条 市が出資する法人で規則で定めるものがこの条例に規定する個人情報の保管等をするときは、当該個人情報の適正な取扱いに関し、必要な範囲内で実施機関に準じた保護措置を講ずるものとする。

（平18条例18・旧第24条繰下）

（国等への要請）

第26条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

(平18条例18・旧第25条繰下)

(検索資料の作成等)

第27条 実施機関は、保有個人情報の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(平18条例18・旧第26条繰下、平27条例36・一部改正)

(運用状況の公表)

第28条 実施機関は、毎年度、この条例による自己情報の開示、訂正等の運用状況を公表するものとする。

(平18条例18・旧第27条繰下)

(他の制度等との調整)

第29条 この条例は、法令又は他の条例等の規定により自己情報の開示、訂正等の請求ができる保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、実施機関が市民の利用に供することを目的として管理している保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）が記録されている文書、図書等については、適用しない。

(平18条例18・旧第28条繰下、平27条例36・一部改正)

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(平18条例18・旧第29条繰下)

(罰則)

第31条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第23条第1項の受託業務若しくは指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第7号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の罰金刑を科する。

4 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識すること

ができない方式で作られた記録をいう。)を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 5 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(平18条例18・旧第30条繰下・一部改正、平28条例9・平30条例44・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、合併前の上福岡市及び大井町(以下これらを「合併関係市町」という。)から承継された個人情報については、この条例の相当規定により収集されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併関係市町において行われていた個人情報の処理で、この条例の施行の際、実施機関が引き続き行うものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日の前日までに、合併前の上福岡市個人情報保護条例(平成9年上福岡市条例第20号)又は大井町個人情報保護条例(平成16年大井町条例第17号)(以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、第7条第1項の規定中「を開始しようとするときは、」とあるのは「について、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、同条の規定を適用する。
- 6 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第36号)

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成28年条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 3 第2条の規定による改正後のふじみ野市個人情報保護条例第20条の規定は、この条例の施行の日以後の自己情報の開示、訂正等の決定について適用し、同日前にした自己情報の開示、訂正等の決定については、なお従前の例による。

附 則(平成30年条例第44号)

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

別表（第20条関係）

（平28条例9・追加、平30条例44・一部改正）

交付の方法	種別	金額
1 書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円
	カラー	用紙1枚につき50円
2 電磁的に記録された事項を用紙に出力したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円
	カラー	用紙1枚につき50円
3 電磁的記録媒体に複写したものの交付		電磁的記録媒体1枚につき100円

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列3番又はA列4番とする。
- 2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

○ふじみ野市審議会等の会議の公開に関する規則

平成22年2月9日

規則第3号

改正 平成22年3月16日規則第4号

平成24年3月26日規則第22号

平成26年3月24日規則第18号

平成28年3月24日規則第16号

平成30年10月31日規則第43号

(目的)

第1条 この規則は、審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、もって市民の知る権利の確保に資するとともに、開かれた市政の実現を一層推進することを目的とする。

(対象とする会議)

第2条 この規則の対象とする会議（以下「審議会等」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により市長その他の執行機関（以下「実施機関」という。）に設置された審議、審査、調査又は調停を行う審議会、審査会等の会議

(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が市民、学識経験者等の意見等を市政に反映させることを目的として設置する審議会、調査会、協議会等の会議

（平22規則4・全改）

(会議の公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

第4条 前条の規定にかかわらず、審議会等の長は、会議に諮り、審議等の内容が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議の全部又は一部を非公開にすることができる。

(1) ふじみ野市情報公開条例（平成17年ふじみ野市条例第8号）第6条各号に定める非公開情報に該当する事項

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な会議の運営が阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる事項

(会議の開催の事前公表)

第5条 実施機関は、審議会等の会議の日時、場所等をあらかじめ公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

2 前項に規定する審議会等の会議の開催の事前公表は、当該会議を開催する日の7日前までに、次に掲げる事項を、別表に掲げる場所に掲示するとともに市ホームページに掲載することにより行うものとする。



- (1) 会議の名称
  - (2) 会議の開催日時及び開催場所
  - (3) 傍聴人の受付時間
  - (4) 会議の議題
  - (5) 会議の公開又は非公開の別
  - (6) 会議の非公開理由
  - (7) 会議を傍聴できる者の定員
  - (8) 会議の傍聴手続
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 審議会等の庶務を処理する課等は、会議開催のお知らせ（様式第1号）を当該会議を開催する日の14日前までに、契約・法務課長に提出しなければならない。

（平24規則22・平26規則18・平28規則16・一部改正）

（会議の傍聴）

第6条 何人も、第4条の規定により審議会等の会議が非公開とされたときを除き、実施機関の定めるところにより、審議会等の会議を傍聴することができる。

- 2 審議会等の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、会場の秩序維持に関し審議会等の長の指示に従わなければならない。
- 3 傍聴人の定員は、会議の都度、審議会等の長が別に定める。
- 4 傍聴人は、先着順により決定する。ただし、傍聴を希望する者が、前項の定員を超える場合であって、審議会等の長が必要と認めるときは、抽選によることができる。
- 5 傍聴人の傍聴受付開始時間は、会議開会時刻の15分前からとし、会議開会中は、随時、傍聴人の受付を行うものとする。

（傍聴人の義務）

第7条 傍聴人は、次に掲げる事項を含む実施機関が定める傍聴要領を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) はち巻、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等掲げる等示威的行為をしないこと。
- (6) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (7) 会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の長が特別の理由により承認した行為は、この限りでない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げになるよ

うな行為をしないこと。

2 傍聴人は、第4条の規定により審議会等の会議が非公開とされたときは、速やかに退場しなければならない。

3 審議会等の長は、傍聴人が前2項の規定に違反するときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供等)

第8条 審議会等の会議が公開されるときは、実施機関の定めるところにより会議資料（ふじみ野市情報公開条例第6条各号に該当する情報が記載されている部分を除く。）を傍聴人に提供し、又は傍聴人の閲覧に供しなければならない。

2 前項に規定する会議資料の提供は、審議会等の構成員と同様に傍聴人に配布することにより行うものとする。ただし、会議資料のうち、図面、地図、写真、報告書等については、当該会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、傍聴人の閲覧に供することにより行うことができる。

(会議録の作成)

第9条 実施機関は、審議会等の会議について会議録を作成しなければならない。

2 会議録の作成は、法令、条例、規則その他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

3 前項に規定する会議録には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の名称

(2) 会議の開催日時及び開催場所

(3) 出席した者の氏名

(4) 会議の議題

(5) 会議の公開又は非公開の別

(6) 会議の非公開の理由

(7) 傍聴人の数

(8) 会議の内容

(9) 前各号に掲げるもののほか、審議会等の長が必要と認める事項

4 会議録は、特に詳細な記録が必要な場合を除くほか、要点筆記を原則とし会議録（様式第2号）によるものとする。

(平30規則43・一部改正)

(会議録の写しの閲覧)

第10条 実施機関は、審議会等が公開した会議に係る会議録（第4条の規定により非公開とされた事項が記録されている部分を除く。）の写しを閲覧に供しなければならない。

2 実施機関は、会議録が公開された会議に係るものであるときは、当該会議を開催した日から原則14日以内に、その写し及び第8条に規定する会議資料の写しを、所管課に備え置くとともに市ホームページへ掲載依頼することにより、

当該会議録に係る会議を開催した年度の翌年度末まで閲覧に供しなければならない。

(会議開催結果の報告)

第11条 開催されたすべての審議会等は、会議終了後、速やかに審議会等の会議の開催結果について(様式第3号)を作成し、契約・法務課長へ報告するものとする。

(平24規則22・平26規則18・一部改正)

(運用状況の公表)

第12条 市長は、この規則の各実施機関における運用状況を取りまとめ、毎年度公表するものとする。

2 前項に規定する運用状況の公表は、年度ごとに、次に掲げる事項について取りまとめ、市広報及び市ホームページに掲載することにより行うものとする。

- (1) 会議の開催数
- (2) 公開した会議の開催数
- (3) 非公開とした会議の開催数
- (4) 傍聴人の数
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、会議の公開に関する事務に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第22号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第18号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

(平28規則16・追加)

ふじみ野市役所
ふじみ野市大井総合支所
ふじみ野市役所出張所

ふじみ野市立上福岡図書館
ふじみ野市立大井図書館
ふじみ野市立大井中央公民館
ふじみ野市立上福岡公民館
ふじみ野市立上福岡西公民館



様式第2号（第9条関係）

会議録

会議の名称				
開催日時	年 月 日 ( )			
	開会時刻	午前・午後	時	分
	閉会時刻	午前・午後	時	分
開催場所				
出席した者の氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
会議の議題				
会議の公開又は非公開の別	公開・非公開			
会議の非公開の理由				
傍聴人の数	人			
会議の内容	別紙のとおり			
会議資料	別添のとおり			
事務局	部 課			
議事の確定	確定年月日	年 月 日		
	記名押印 又は署名	役職名  ㊟  ※自署の場合は、押印不要です。		

様式第3号(第11条関係)

事務連絡  
年 月 日

契約・法務課長 様

長

会議の開催結果について(報告)

会議結果について、下記のとおり報告します。

記

1 会議の名称等

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所

2 会議の議題及び公開・非公開の別

- (1) 公開・非公開( )
- (2) 公開・非公開( )
- (3) 公開・非公開( )

※非公開の場合のみ( )内にその理由を書いてください。

3 傍聴者の人数

人

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第9条関係）

（平30規則43・全改）

様式第3号（第11条関係）

（平24規則22・平26規則18・一部改正）



ふ 契 第 1 6 6 号  
令和 2 年 5 月 2 9 日

ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会長 澁谷 弘次 様

ふじみ野市長 高 畑 博

個人情報の目的外利用等について（諮問）

このことについて、ふじみ野市個人情報保護条例（平成17年ふじみ野市条例第9号）第10条第2項第4号の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

なお、答申は、令和2年6月25日までに行ってください。

記

諮問事項

諮問第1号

子どもの貧困対策推進計画策定のための個人情報の目的外利用について

ふ 契 第 5 1 3 号  
令和 2 年 1 0 月 2 8 日

ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会長 澁谷 弘次 様

ふじみ野市長 高 畑 博

保有個人情報の目的外利用及び電子計算組織の通信回線による結合に  
ついて（諮問）

このことについて、ふじみ野市個人情報保護条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例  
第 9 号）第 1 0 条第 2 項第 4 号及び第 1 1 条第 1 項第 2 号の規定により、下記の  
事項について貴審議会の意見を求めます。

なお、答申は、令和 2 年 1 1 月 3 0 日までに行ってください。

#### 記

##### 諮問事項

##### 諮問第 2 号

小学校就学時健康診断受診者への緊急連絡のためのこども医療費等支給世  
帯の連絡先の目的外利用について

##### 諮問第 3 号

「自動電話催告システム」を導入するにあたり、外部機関の電子計算組織と  
通信回線で結合することについて

##### 諮問第 4 号

預貯金照会サービス（pipitLINQ）を導入するにあたり、外部機関の電子計  
算組織と通信回線で結合することについて

ふ情運審第2号  
令和2年6月25日

ふじみ野市長 高畑 博 様

ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会長 澁谷 弘次

個人情報の目的外利用等について（答申）

令和2年5月29日付けふ契第166号で意見を求められたことについて、当審議会の意見は、下記のとおりである。

記

1 諮問された事項

諮問第1号

子どもの貧困対策推進計画策定のための個人情報の目的外利用について

2 当審議会の意見

諮問第1号について、これを承認する。

ふ 情 運 審 第 3 号  
令和2年11月26日

ふじみ野市長 高 畑 博 様

ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会 長 澁 谷 弘 次

個人情報の目的外利用等について（答申）

令和2年10月28日付けふ契第513号で意見を求められたことについて、  
当審議会の意見は、下記のとおりである。

記

1 諮問された事項

諮問第2号

小学校就学時健康診断受診者への緊急連絡のためのこども医療費等支給世帯の連絡先の目的外利用について

諮問第3号

「自動電話催告システム」を導入するにあたり、外部機関の電子計算組織と通信回線で結合することについて

諮問第4号

預貯金照会サービス（pipitLINQ）を導入するにあたり、外部機関の電子計算組織と通信回線で結合することについて

2 当審議会の意見

諮問第2号、第3号及び第4号については、これを承認する。

なお、各号の事務事業実施に当たっては、利便性と表裏一体の関係にあるリスクについて、携わる職員のコンプライアンスについて市として担保するとともに、二重三重のチェック体制を構築するなど個人情報の保護に万全を期するよう要請する。



